

東北地区土地政策推進連携協議会

設 立 趣 旨

平成30年6月13日に公布された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下「所有者不明土地法」という。）第3条第1項に基づき、「所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針」が告示された。

この基本方針では、所有者不明土地問題は我が国の特有の地域における課題ではなく、都市部・地方部の別なく様々な土地において生じている課題であること、また、多様な行政分野と関連し、関係する行政機関等も多岐にわたることから、関係省庁、地方公共団体、関係団体等が密接に連携することが必要である。このため、関係省庁は、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（平成30年6月1日所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議決定）」を踏まえつつ、政府一体となってその対策に当たるものとされ、地方協議会の設置等により、各行政機関や関係団体が果たすべき役割の確認、積極的な意見交換や情報共有、関係士業団体との連携等を行うことを通じ、地方公共団体に対する支援を実施するものとされている。

これらを踏まえ、公共事業の用地取得や所有者不明土地対策等について、関係する行政機関や土地取引に精通する関係団体が互いに連携し、所有者不明土地法の円滑な施行を図るとともに、所有者不明土地を始めとする用地関係業務についてのノウハウの提供を必要とする市町村に対する助言や人的支援を重点的に進め、もって公共事業の用地取得の迅速化により、東北地方における公共事業の円滑な執行に寄与するため、平成31年1月30日に「東北地区所有者不明土地連携協議会」を設立している。

その後、所有者不明土地法の施行後3年経過の見直しに伴い、所有者不明土地の円滑な利活用や管理の確保を図るための仕組みの拡充、管理不全土地及び低未利用土地の利活用や管理を図るための仕組み等の検討が行われ、令和4年4月27日に所有者不明土地法が改正されたことを受けて、市町村における用地関係業務や地籍調査等その他の土地政策の円滑な遂行に寄与することを目的に、今般、「土地政策推進連携協議会」と改称し、市町村等への支援等を拡充することとする。